

苫小牧市立緑小学校保護者と先生の会規約

第1章 名称及び事務局

第1条 この会は、苫小牧市立緑小学校保護者と先生の会と称し、事務局を緑小学校に置く。

第2章 目的

第2条 この会は学校と家庭との緊密な連絡をはかり、児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3章 会員

第3条 この会の会員は緑小学校の保護者と同校教職員を持って組織する。

第4章 役員及び委員

第4条 この会には下記の役員及び委員を置く。

1. 役員 会長 1名

副会長 3名(保護者2名、先生1名)

監事 3名(保護者2名、先生1名)

事務局 事務局長1名、事務局次長1名、事務局員若干名

会計 1名

2. 委員 各学級委員5～10名及び先生若干名

第5条 役員及び委員の選出は次の方法による。

1. 役員のうち会長、副会長、監事は役員選考委員会で協議決定した候補を総会に報告してその承認を受ける。

2. 役員選考委員は役員会で決定しこれを委嘱する。

3. 事務局長、事務局次長及び会計は会長がこれを委嘱する。

4. 委員は各学級より5～10名選出し、会長がこれを委嘱する。

5. 各委員会の委員長(1名)及び副委員長(若干名)は、それぞれの委員の互選によって選出し会長がこれを委嘱する。

第6条 役員及び委員の任期は一年とし、再任を妨げない。

補欠者の任期は前任者の残留期間とする。但し、役員の補充については第5条の定めにより、その都度協議する。

第7条 学校長は、どの会議にも参加して意見を述べることができる。

第5章 役員及び委員の任務

第8条 役員及び委員の任務は下記の通りとする。

1. 会長はこの会を代表して会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代行する。
3. 監事はこの会の会計を監査する。
4. 事務局長は各部の連絡会議の企画等の会務を処理し会の円滑な運営を図る。
5. 事務局次長は事務局長を補佐し各会議等での記録、報告の運営事務を行う。
6. 会計は会費徴収事務、出納事務を行う。
7. 委員長並びに副委員長は各委員会の運営にあたる。
8. 各委員会は委員長が招集し次の担当業務を行う。

(1)学級委員会

- ①学級・学年活動に関する事業の企画運営
- ②学級・学年の教育に関する事業の企画運営

(2)文化厚生員会

- ①会員の成人教育に関する事業の企画運営
- ②会員及び児童の福利厚生に関する事業の企画運営
- ③児童の保健衛生ならびに学校環境整備に関する事業の企画運営

(3)地区委員会

児童の郊外生活等健全育成に関する事業の企画運営

(4)広報委員会

PTAの広報活動ならびに広報紙の発行に関する企画運営

(5)愛ランド委員会

「みんなの愛ランド」に関する事業の企画運営

第6章 会議・構成

第9条 本会における会議及びその構成は次の通りとする。

1. 総会 全会員
2. 役員会 役員(会長 副会長 監事 事務局)
3. 委員総会 役員、全委員
4. 運営委員会 役員、各委員会正副委員長
5. 委員会 各学級から選出された委員で構成し、委員長1名、副委員長(若干名)は互選する。

第10条 総会は、会の最高決議機関で、定期総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

総会は、出席者をもって成立し、議決は過半数をもって決定する。

第11条 定期総会は、毎年4月に開催し決算、予算、規約改正、役員改選その他の重要事項を協議する。

第12条 次の理由によるときには、会長は臨時総会を招集することができる。

1. 会員の3分の1以上の要求があったとき。
2. 会長が必要と認めたとき。

第13条 委員総会は、予算及び事業に関する中間決議機関であって年2回とし、出席者をもって成立する。議決は過半数をもって決定する。

第7章

第14条 この会の経費は会費並びに寄付金その他をもって充てる。

第15条 この会の会計年度は4月1日から翌年3月31日迄とする。

第16条 この会の会計規則は別に定める。

付 則

第17条 この規約の改正は総会の議決による。

第18条 この規約で定めのない事項は規則による。

第19条 本会の予算は役員会が委嘱した予算編成委員会で計上する。

第20条 この会の規約は昭和54年4月1日より実施する。

平成 2年4月29日 一部改正

平成 6年5月 7日 一部改正

平成14年4月18日 一部改正

平成18年4月18日 一部改正

平成24年4月18日 一部改正

平成27年4月16日 一部改正